

(旧) 大阪市立大学特定職員給与規程

制 定 平成 31. 4. 1 規程 88

最近改正 令和 8. 3. 30 規程 85

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、(旧) 大阪市立大学特定職員就業規則（以下「(旧) 特定職員就業規則」という。）第 43 条の規定に基づき、特定職員（(旧) 特定職員就業規則第 2 条第 1 項に規定する特定職員をいう。以下同じ。）の給与に関する事項を定めるものとする。

(定義)

第 1 条の 2 この規程において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事務職員 (旧) 特定職員就業規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する者
- (2) 削除
- (3) 削除
- (4) 削除
- (5) 削除
- (6) 削除
- (7) 削除
- (8) 削除
- (9) 削除

(給与の種類)

第 2 条 特定職員の給与は、給料、時間外勤務手当、夜間勤務手当、通勤手当、入試手当、期末手当、勤勉手当及び共同研究等貢献手当とする。

第 2 章 給料の支給基準

(給料)

第 3 条 特定職員には、所定の勤務時間による勤務に対し、その者の職務と責任に応じて、給料を支給する。

- 2 給料表は、別表のとおりとし、給料表の適用範囲は、当該給料表に定めるところによる。
- 3 新たに採用された特定職員の給料の号給は、1 号給とする。
- 4 特定職員のうち、理事長が特に必要と認める者については、前 2 項の規定にかかわらず、理事長が個別に定める。

(給料支給の始期及び終期)

第 4 条 新たに特定職員となった者には、その日から給料を支給する。

- 2 特定職員が離職し、又は死亡したときは、その離職の日までの給料を支給する。

(給料の日割計算)

第5条 前条の規定により給料を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その月について支給すべき給料の額は、その月の現日数から所定の休日（(旧)大阪市立大学特定職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「(旧)特定職員勤務時間等規程」という。）に規定する休日をいう。）の日数を差し引いた日数（以下「所定勤務日数」という。）を基礎として日割により計算する。

第3章 昇格及び昇給

（昇格）

第6条 特定職員は、昇格しない。

（昇給）

第7条 特定職員の昇給は、次条から第15条までの定めによるものとする。

（昇給の時期）

第8条 特定職員の昇給の時期は、1月1日（以下「昇給日」という。）とする。

（勤務成績の区分による昇給の号給数）

第9条 特定職員の昇給の号給数は、昇給させる年度の前年度の初日から末日までの期間における勤務成績の評価に応じ、それぞれ次の各号に定める号給数とする。

- | | |
|-------------------|-----|
| (1) 勤務成績が優秀である者 | 4号給 |
| (2) 勤務成績が良好である者 | 2号給 |
| (3) 勤務成績がやや良好でない者 | 1号給 |
| (4) 勤務成績が良好でない者 | 0号給 |

2 特定職員の総数に占める前項第1号の規定の適用を受ける特定職員の数の割合は、100分の30を超えてはならない。

（勤怠による昇給の号給数の調整）

第10条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる特定職員の昇給の号給数は、同条の規定により算定された昇給の号給数に相当する数から当該各号に定める号給数を減じて得た数（その数が0以下になる場合にあつては、0）とする。

- | | |
|--|-----|
| (1) 休職等の事由により、昇給日の13月前の日から昇給日の2月前の日の属する月の末日までの期間（当該期間の中途において新たに特定職員となった者にあつては、新たに特定職員となった日から昇給日の2月前の日の属する月の末日までの期間。以下「勤怠調査期間」という。）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない特定職員 | 1号給 |
| (2) 休職等の事由によって、勤怠調査期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない特定職員 | 2号給 |
| (3) 勤怠調査期間において、欠勤が1日以上ある特定職員 | 1号給 |
| (4) 勤怠調査期間において、欠勤が3日以上ある特定職員 | 2号給 |

2 前項第1号及び第2号の休職等の事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) (旧) 特定職員就業規則第10条第1項の規定による休職（同項第4号の規定による休職のうち、業務上の災害又は通勤上の災害によると認められるものを除く。）
- (2) (旧) 特定職員就業規則第34条の規定による業務傷病休業及び通勤傷病休業（以下「業務傷病休業等」という。）
- (3) (旧) 特定職員就業規則第39条第3号の規定による停職（以下「停職」という。）
- (4) (旧) 特定職員就業規則第48条の規定による就業の禁止により与えられた病気休暇
- (5) 削除
- (6) 削除
- (7) (旧) 大阪市立大学特定職員の自己啓発等休業に関する規程の規定による自己啓発等休業（以下「自己啓発等休業」という。）
- (8) (旧) 特定職員勤務時間等規程第30条の規定による病気休暇（1日単位のものに限り、第4号に該当するものを除く。）
- (9) 欠勤（1日単位のものに限る。）
- (10) (旧) 特定職員勤務時間等規程第15条第2項第1号の規定により理事長の承認を得て勤務しない日（1日単位のものに限る。）

（懲戒処分等による昇給の号給数の調整）

第11条 前2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる特定職員の昇給の号給数は、これらの規定により算定された昇給の号給数から当該各号に定める数を減じて得た数（その数が0以下になる場合にあつては、0とする。）とする。

- (1) 昇給日前1年間（当該期間の中途において新たに特定職員となった者にあつては、新たに特定職員となった日から昇給日の前日までの期間。以下「懲戒処分等調査期間」という。）において、(旧) 特定職員就業規則第39条第1号に掲げる戒告の処分を受けた特定職員 2号給
- (2) 懲戒処分等調査期間において、(旧) 特定職員就業規則第39条第2号に掲げる減給の処分を受けた特定職員 3号給
- (3) 懲戒処分等調査期間において、停職の処分を受けた特定職員 4号給
- (4) 懲戒処分等調査期間において、(旧) 特定職員就業規則第41条に規定する文書による訓告を受けた特定職員 1号給

2 前年の昇給において本条の規定の適用を受けた者のうち、前回勤怠調整後昇給号数（前年の昇給において前2条の規定により算定された昇給の号給数をいう。）から前回懲戒処分等減号数（前年の昇給において本条の規定により減じられることとなる号給数をいう。）を減じた数が0を下回っていた者の当年の昇給の号給数は、当年の昇給において前2条及び前項の規定により算定される昇給の号給数から当該下回っていた数を減じて得た数（その数が0以下になる場合にあつては、0とする。）とする。

（年齢による昇給の号給数の抑制）

第 12 条 前 3 条の規定にかかわらず、昇給させる年度に属するいずれかの日に 56 歳以上となる特定職員の昇給の号給数は、これらの規定により算定された昇給の号給数を 2 で除して得た数（1 未満の端数があるときは、これを切り捨てた数とする。）とする。

（勤務期間に応じた昇給の号給数）

第 13 条 前 4 条の規定にかかわらず、前年の昇給日後に新たに特定職員となった者の昇給の号給数は、これらの規定により算定された昇給の号給数に、新たに特定職員となった日から昇給日の前日までの期間の月数（1 月未満の端数があるときは、これを 1 月とする。）を 12 月で除した数を乗じて得た数（1 未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）とする。

（昇給しない職員）

第 14 条 前 5 条の規定による号給数が 0 となる特定職員は昇給しない。

（最高号給を超える場合の号給）

第 15 条 第 9 条から第 13 条までの規定にかかわらず、これらの規定により算定された号給が、昇給日に最高の号給を超える場合は、最高の号給をもって昇給後の号給とする。

第 4 章 諸手当の支給基準

（時間外勤務手当）

第 16 条 特定職員の時間外勤務手当については、公立大学法人大阪教職員給与規程（以下「教職員給与規程」という。）第 29 条の規定を準用する。

（夜間勤務手当）

第 17 条 特定職員の夜間勤務手当については、教職員給与規程第 30 条の規定を準用する。

（時間外勤務手当等の計算の基礎となる勤務 1 時間当たりの給与額）

第 18 条 特定職員の時間外勤務手当等の計算の基礎となる勤務 1 時間当たりの給与額の計算については、教職員給与規程第 32 条の規定を準用する。

（時間外勤務手当等の計算）

第 19 条 特定職員の時間外勤務手当等の計算については、教職員給与規程第 33 条の規定を準用する。

（通勤手当）

第 20 条 特定職員の通勤手当の支給については、教職員給与規程第 24 条の規定を準用する。第 21 条 削除

第 22 条 削除

第 23 条 削除

第 24 条 削除

第 25 条 削除

第 26 条 削除

第 27 条 削除

(入試手当)

第 27 条の 2 特定職員の入試手当については、公立大学法人大阪教職員特殊勤務手当規程第 13 条の規定を準用する。

(共同研究等貢献手当)

第 27 条の 3 共同研究等貢献手当については、教職員給与規程第 36 条の 2 の規定を準用する。

第 5 章 期末手当及び勤勉手当

(期末手当及び勤勉手当)

第 28 条 6 月 1 日又は 12 月 1 日（以下これらの日を「基準日」という。）に在職する特定職員には、(旧)大阪市立大学特定職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程（以下「(旧)特定職員期末手当規程」という。）に定めるところにより、期末手当及び勤勉手当を支給する。これらの基準日前 1 月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した特定職員（別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

第 6 章 休職者等の給与

(休職者等の給与)

第 29 条 特定職員の休職者等の給与の支給については、教職員給与規程第 5 章の規定を準用する。

第 30 条 削除

第 31 条 削除

第 32 条 削除

第 32 条の 2 削除

第 33 条 削除

第 34 条 削除

第 7 章 給与の減額

(給料の減額)

第 35 条 特定職員の給与の減額については、教職員給与規程第 45 条から第 47 条までの規定を準用する。

第 36 条 削除

第 37 条 削除

第 8 章 給与の計算期間、支払日及び支払方法

(給与の支払方法等)

第 38 条 特定職員の給与の支払方法等については、教職員給与規程第 7 章の規定を準用する。

- 第 39 条 削除
- 第 40 条 削除
- 第 41 条 削除
- 第 42 条 削除

第 8 章の 2 再雇用特定職員の給与

(再雇用特定職員の給与)

第 42 条の 2 次条に定義する再雇用特定職員の給与について、本章に定めのある事項はその定めによるものとする。

- 2 再雇用特定職員の給与は、給料、時間外勤務手当、夜間勤務手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当及び共同研究等貢献手当とする。

(定義)

第 42 条の 3 再雇用特定職員とは、(旧) 大阪市立大学特定職員の再雇用に関する規程（以下「(旧) 再雇用規程」という。）の適用を受ける者をいい、この規程における次の各号の用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フルタイム再雇用特定職員 (旧) 再雇用規程第 2 条第 2 項に規定する 1 週間の所定勤務時間が 38 時間 45 分である者をいう。
- (2) パートタイム再雇用特定職員 (旧) 再雇用規程第 2 条第 3 項に規定する 1 週間の所定勤務時間が 37 時間 30 分を超えない者をいう。

(給料)

第 42 条の 4 再雇用特定職員には、所定の勤務時間による勤務に対し、その職務と責任に応じて、給料を支給する。

- 2 新たに再雇用特定職員となった者の給料月額を、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定めるところによる。

- (1) フルタイム再雇用特定職員 その者が占める職務に適用される給料表の 1 号給の金額
- (2) パートタイム再雇用職員 前号の金額に次の計算式によって得られる率を乗じて得られる金額（1 円未満の端数は切り捨てる。）

1 週当たりの所定勤務時間

38.75

(昇格)

第 42 条の 5 再雇用特定職員は、昇格しない。

(昇給)

第 42 条の 6 再雇用特定職員は、昇給しない。

(時間外勤務手当)

第 42 条の 7 再雇用特定職員の時間外勤務手当については、教職員給与規程第 62 条の規

定を準用する。

(通勤手当)

第 42 条の 8 再雇用特定職員の通勤手当については、教職員給与規程第 61 条の規定を準用する。

第 9 章 雑則

(給与を受ける権利の処分禁止等)

第 43 条 特定職員の給与を受ける権利の処分禁止等については、教職員給与規程第 9 章の規定を準用する。

第 44 条 削除

第 45 条 削除

第 46 条 削除

第 47 条 削除

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、令和元年 11 月 1 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

(超過勤務手当の支給の特例)

2 第 16 条の規定は、平成 31 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由が生じる超過勤務手当について適用し、同日より前に支給すべき事由が生じた超過勤務手当については、合併前の公立大学法人大阪市立大学特定職員給与規程の例による。

(平成 31 年 4 月 1 日以前に採用された事務職員の給料の特例)

3 第 3 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 31 年 4 月 1 日以前に採用された事務職員の施行日における給料の号給は、19 号給とする。

(平成 31 年 4 月 1 日以前に採用された事務職員の平成 31 年 4 月 1 日後最初の昇給における特例)

4 平成 31 年 4 月 1 日以前に採用された事務職員の平成 31 年 4 月 1 日後最初の昇給における昇給号給数は、第 7 条から第 14 条までの規定にかかわらず、これらの規定により算定された昇給号給数に、次の各号に掲げる事務職員の区分に応じ、当該各号に定める号給を加えた号給とする。

- | | |
|---|---|
| (1) 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に採用された事務職員 | 7 |
| 号給 | |
| (2) 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に採用された事務職員 | 5 |
| 号給 | |
| (3) 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に採用された事務職員 | 3 |
| 号給 | |

(4) 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に採用された事務職員 1
号給

(パートタイム再雇用特定職員の適用)

5 パートタイム再雇用特定職員に対するこの規程の適用については、次の表の左欄に書掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|------------------|------------------------|--|
| 第 35 条第 1 項第 1 号 | 特定職員勤務時間規程等第 17 条 | 大阪市立大学短時間勤務教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「短時間勤務教職員勤務時間等規程」という。）第 20 条 |
| 第 35 条第 1 項第 2 号 | 特定職員勤務時間等規程第 25 条第 1 項 | 短時間勤務教職員勤務時間等規程第 28 条第 1 項 |
| 第 35 条第 1 項第 4 号 | 特定職員勤務時間等規程第 15 条第 1 項 | 短時間勤務教職員勤務時間等規程第 18 条第 1 項 |

(60 歳を超える特定職員の給料に関する特例)

6 当分の間、特定職員の給料月額は、当該特定職員が 60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（以下「特定日」という。）以後、当該特定職員の受ける給料月額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。）とする。

7 前項の規定にかかわらず、前項の規定による特定日以後の給料月額が当該特定職員の属する職務の級の 1 号給の給料月額に達しないこととなる特定職員の特定日以後の給料月額は、当該特定職員の属する職務の級の 1 号給の給料月額とする。

附 則（令和 1.12.25 規程 658）

(施行期日)

1 この規程は令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

(平成 31 年 4 月 1 日以前に採用された司書の給料の特例)

2 第 3 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 31 年 4 月 1 日以前に採用された司書のこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）における給料の号給は、19 号給に、第 7 条から第 14 条までの規定により算定された昇給号給数（平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に採用された司書にあっては、当該昇給号給数に 1 号給を加えた号給数）を加えた号給とする。

(平成 31 年 4 月 1 日以前に採用された医療事務 A の平成 31 年 4 月 1 日後最初の昇給における特例)

3 平成 31 年 4 月 1 日以前に採用された医療事務 A の平成 31 年 4 月 1 日後最初の昇給における昇給号給数は、第 7 条から第 14 条までの規定にかかわらず、これらの規定により

算定された昇給号給数に、次の各号に掲げる医療事務Aの区分に応じ、当該各号に定める号給を加えた号給とする。

- (1) 平成27年3月31日以前に特定有期雇用教職員（合併前の公立大学法人大阪市立大学教職員就業規則第3条第3項第2号に規定する特定有期雇用教職員をいう。以下同じ。）として採用された医療事務A 8号給
- (2) 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に特定有期雇用教職員として採用された医療事務A 7号給
- (3) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に特定有期雇用教職員として採用された医療事務A 5号給
- (4) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に特定有期雇用教職員として採用された医療事務A 3号給
- (5) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に特定有期雇用教職員として採用された医療事務A 1号給

（平成31年4月1日以前に採用された医療事務B、病棟外来事務A、病棟外来事務B、診療情報管理及び健診事務（以下「医療事務Aを除く病院事務職員」という。）の給料の特例）

4 第3条第3項の規定にかかわらず、平成31年4月1日以前に採用された医療事務Aを除く病院事務職員の施行日における給料の号給は、1号給に、第7条から第14条までの規定により算定された昇給号給数に、次の各号に掲げる医療事務Aを除く病院事務職員の区分に応じ、当該各号に定める号給を加えた号給数を加えた号給とする。

- (1) 平成27年3月31日以前に特定有期雇用教職員として採用された医療事務Aを除く病院事務職員 8号給
- (2) 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に特定有期雇用教職員として採用された医療事務Aを除く病院事務職員 7号給
- (3) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に特定有期雇用教職員として採用された医療事務Aを除く病院事務職員 5号給
- (4) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に特定有期雇用教職員として採用された医療事務Aを除く病院事務職員 3号給
- (5) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に特定有期雇用教職員として採用された医療事務Aを除く病院事務職員 1号給

附 則（令和2.3.31 規程57）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

（追給の限度に関する経過措置）

- 2 この規程による改正後の大阪市立大学特定職員給与規程第45条の規定は、この規程の施行の日以後に本来支払われるべき支給日が到来する給与について適用し、同日より前

に支給日が到来した給与については、なお従前の例による。

附 則（令和3.3.31 規程 51）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

（職種区分の切替え）

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、この規程による改正前の大阪市立大学特定職員給与規程別表第2から別表第5までのいずれかの適用を受けていた職員（以下「新職種区分となる者」という。）で施行日の前日における職種区分が次の表の旧職種区分欄に掲げる職種区分である者の施行日における職種区分は、旧職種区分に対応する同表の新職種区分欄に定める職種区分とする。

| 旧職種区分 | 新職種区分 |
|---------|--------------|
| 病棟外来事務A | ドクターズアシスタントA |
| 病棟外来事務B | ドクターズアシスタントB |

（号給の切替え）

- 3 新職種区分となる者並びに医療事務A及び医療事務Bの施行日における号給は、施行日の前日に受けていた号給とする。

附 則（令和3.5.31 規程 127）

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

附 則（令和4.3.31 規程 409）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5.4.28 規程 158）

この規程は、令和5年5月1日から施行する。

附 則（令和6.3.18 規程 26）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和8.3.30 規程 85）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表
事務職員給料表

| 号給 | 月額 |
|----|---------|
| 1 | 215,600 |
| 2 | 216,400 |
| 3 | 217,200 |
| 4 | 218,000 |
| 5 | 218,800 |

| | |
|----|---------|
| 6 | 219,600 |
| 7 | 220,400 |
| 8 | 221,200 |
| 9 | 222,000 |
| 10 | 222,800 |
| 11 | 223,600 |
| 12 | 224,400 |
| 13 | 225,200 |
| 14 | 226,000 |
| 15 | 226,800 |
| 16 | 227,600 |
| 17 | 228,400 |
| 18 | 229,200 |
| 19 | 230,000 |
| 20 | 230,700 |
| 21 | 231,400 |
| 22 | 232,100 |
| 23 | 232,800 |
| 24 | 233,500 |
| 25 | 234,200 |
| 26 | 234,900 |
| 27 | 235,600 |
| 28 | 236,300 |
| 29 | 237,000 |
| 30 | 237,700 |
| 31 | 238,400 |
| 32 | 239,100 |
| 33 | 239,800 |
| 34 | 240,500 |
| 35 | 241,200 |
| 36 | 241,900 |
| 37 | 242,600 |
| 38 | 243,300 |
| 39 | 244,000 |
| 40 | 244,600 |

| | |
|----|---------|
| 41 | 245,200 |
| 42 | 245,800 |
| 43 | 246,400 |
| 44 | 247,000 |
| 45 | 247,600 |
| 46 | 248,200 |
| 47 | 248,800 |
| 48 | 249,400 |
| 49 | 250,000 |
| 50 | 250,600 |
| 51 | 251,200 |
| 52 | 251,800 |
| 53 | 252,400 |
| 54 | 253,000 |
| 55 | 253,600 |
| 56 | 254,200 |
| 57 | 254,800 |
| 58 | 255,400 |
| 59 | 256,000 |

備考：この表は、事務職員に適用する。